

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 公益上特別の理由があると認める場合における手数料の免除について定めることとした。（第26条、第88条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩手県県税条例の規定は、令和7年2月26日から適用することとした。（附則関係）

◎クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 公益上特別の理由があると認める場合における手数料の免除について定めることとした。（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のクリーニング業法施行条例の規定は、令和7年2月26日から適用することとした。（附則関係）

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 公益上特別の理由があると認める場合における手数料の免除について定めることとした。（第15条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の食品衛生法施行条例の規定は、令和7年2月26日から適用することとした。（附則関係）